ACSES ニュースレター_２４５６号（2023 年 2 月 10 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（24 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇東京・江東区の自動車修理工場から出火　けが人１人　3 棟、約 165 平方メートルが焼損〈放送報道〉
◇その他の事故、事件
・消費者安全法の重大事故等に係る公表について〈消費者庁〉
・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について〈消費者庁〉
・明治大に海外から不正アクセス、メールアドレス３万６６９２件流出か…昨年７月から複数回〈新聞報道〉
◇事故、事件の続報
・ネット上に潜む“偽浄水カートリッジ”流通の裏側　販売業者を直撃取材…見え隠れする「中国」〈放送報道〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・図書館サイバー攻撃、保護装置の未更新が一因か　那覇　関係者間での責任も曖昧　個人情報の流出「確認できない」〈新聞報道〉
・自転車の部活中に転倒し後遺症、京都府に約７４００万円賠償命令〈Web報道〉
・5年以上使用、椅子の脚で踏む、変色…は危険！火災を起こす「延長コード」の見分け方〈Web報道〉
・天井クレーン操作ミスの可能性　金属板下敷き7人死傷事故〈Web報道〉
・【Webテスト代行を依頼した学生が書類送検！】就活で使われるWebテストの真実〈Web報道〉
・闇バイト、カルト…大学生のリスク対策　ガイド本最新刊が発売〈新聞報道〉
□大災害、原発事故対策
[大災害対策]
・防災担当者の悩みを共有　“使える”防災行動計画へ　災害犠牲者ゼロを目指す「タイムライン」【福島発】〈Web報道〉
[福島原発事故]
・福島汚染水の海洋放出シミュレーション結果　学会で発表へ　韓国〈Web報道〉
[原子力施設全般]
・高浜原発4号の自動停止、制御棒駆動装置に異常か…落下の可能性　原子力規制委〈新聞報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
[対策・予防]
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇マスク
◇その他
[3] 建築基準法施行令の一部を改正する政令（政令第 34 号）〈官報〉
[4] 医薬品
◇動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令（農林水産省令第 7 号）〈官報〉
[5] 農薬
◇農薬を登録した件（農林水産省告示第 221～223 号）〈官報〉
◇農薬の登録が失効した件（農林水産省告示第 224 号）〈官報〉
[6] 廃棄物関係
◇衛星で海面のうねりからマイクロプラスチックの分布を把握-ミシガン大学〈Web 報道〉
[7] 温暖化対策関係
◇「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の進展状況について〈環境省〉

金盞花（キンセンカ、カレンデュラ、ポットマリーゴールド）

◇フランスが推進する本気の温室効果ガス対策。環境にも財布にも優しい「足」とは？〈Web 報道〉
[8] 環境安全関係
◇計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について〈環境省〉：２件
[9] 調査、公募、意見募集等
［公募、意見募集等］　３件
[10] その他省庁発表　　５件
[11] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
［開催案内］ 12 件　　［開催記録、報告、資料等］　５件
[12] 海外の化学物質管理情報
〇国際：２件　　〇欧州：18 件　　〇米国：７件　　〇カナダ：１件　　〇オーストラリア：１件
〇フィリピン：１件
[13] その他
◇インフルエンザ、感染症関係：２件　　◇新化学物質、化学物質新利用技術等：１件　　◇その他：３件
[付録]
◇5年以上使用、椅子の脚で踏む、変色…は危険！火災を起こす「延長コード」の見分け方〈Web報道〉
◇これまで新型コロナワクチンを何度も接種してきたのに、なぜ年１回の接種になるのか？〈Web 報道〉

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇東京・江東区の自動車修理工場から出火　けが人１人　３棟、約 165 平方メートルが焼損
＜TBS NEWS　2023 年２月９日＞
https://newsdig.tbs.co.jp/articles/-/320435?display=1
きょう午後、東京・江東区の自動車修理工場で起きた火災で、あわせて３棟が焼け、１人がけがをしました。
建物から激しく吹き出す炎と黒い煙。火は、近くの電線にも燃え移っています。
きょう午後４時 10 分ごろ、江東区・森下で「自動車の修理工場が火事です」と目撃者の女性から 110 番がありました。東京消防庁によりますと、消防車など 36 台が消火活動を行い、火はおよそ１時間半後にほぼ消し止められましたが、自動車修理工場を含む３棟、およそ 165 平方メートルが焼けました。
警視庁によりますと、自動車修理工場の経営者で 60 代の男性が軽傷を負い、病院に運ばれたということです。警視庁と東京消防庁が、出火原因を調べています。

◇その他の事故、事件

・消費者安全法の重大事故等に係る公表について
＜消費者庁　2023 年２月９日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/032156/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_230209_01.pdf
生命・身体被害に関する消費者事故等として通知された事案：105件
うち重大事故等として通知された事案：33 件

・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について
＜消費者庁　2023 年 2 月 9 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/032159/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_230209_02.pdf
1. 事故情報　(1)事故情報(下記(2)を除く):8件
(2)事故情報(食中毒情報)：12件
2. リコール・自主回収情報
(1)リコール・自主回収情報(食品関係)：40件
(2)リコール・自主回収情報(食品関係以外)：11件

・明治大に海外から不正アクセス、メールアドレス３万６６９２件流出か…昨年７月から複数回
＜読売新聞　2023 年 2 月 9 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/national/20230209-OYT1T50192/
明治大（東京）は９日、学生や教職員に割り当てたメールアドレス３万６６９２件が流出した可能性があると発表した。氏名やパスワードなどは流出しておらず、メールの悪用は報告されていないという。
明大によると、昨年７月２５日から学内サーバーに対し、海外から不正アクセスが複数回行われていたという。同１０月１９日に不審なプログラムの実行が判明。これまで被害状況の確認と再発防止対策を行っていた。

◇*事故、事件の続報*
・ネット上に潜む“偽浄水カートリッジ”流通の裏側　販売業者を直撃取材…見え隠れする「中国」
＜日テレ NEWS　2023 年 2 月 9 日＞　https://www.msn.com/ja-jp/video/lifestyle/
蛇口などに取りつける「浄水カートリッジ」の偽物が、大手ショッピングサイトなどで流通していることが分かりました。見た目で見分けるのは困難な偽物ですが、検査したところ塩素の除去が不十分だったり、異なる材質が使われていたり…。私たちは販売業者を直撃取材し、“偽浄水カートリッジ”流通の裏側を追いました。その背後に見え隠れするのは、「中国」の存在です。

◇*事故・事件対策、措置、訴訟等*
・図書館サイバー攻撃、保護装置の未更新が一因か　那覇　関係者間での責任も曖昧　個人情報の流出「確認できない」
＜琉球新報　2023 年 2 月 9 日＞　https://ryukyushimpo.jp/news/entry-1660072.html
昨年 10 月に那覇市立図書館・図書室がサイバー攻撃を受け、貸し出しや検索ができないなどのシステム障害が発覚した件で、同館のシステムを不正な通信から守り、同館のネットワークを保護する二つの装置がコンピュータウイルス「ランサムウエア」の感染経路になった可能性が高いことが 8 日までに分かった。同館によると、感染経路になった可能性がある二つの装置は 2019 年に運用を開始して以来、更新（アップデート）が行われず、脆弱（ぜいじゃく）な状態が続いていた。更新されていなかった装置は「ファイヤーウオール」と「VPN（仮想専用線）」。両装置は更新することで不具合の修正やセキュリティーを強化できるが、19 年に運用を始め、一度も更新した記録はないという。

・自転車の部活中に転倒し後遺症、京都府に約７４００万円賠償命令
＜産経ニュース　2023 年 2 月 9 日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/ff2249aa248412bc417b56e27b416e843a321841
京都府立北稜高（京都市）の自転車競技部の活動中に転倒し、歩けなくなる後遺症を負ったのは顧問が注意義務を怠ったことが原因として、元生徒の男性（２３）らが府に約１億７千万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が９日、京都地裁であった。松山昇平裁判長は「転倒は予見でき、顧問は特別な指導をしなかった注意義務違反があった」として府に計約７４００万円の支払いを命じた。
判決によると、転倒事故は平成２７年５月に発生。高校１年だった元生徒は１カ月前に入部したばかりで、競技経験はなかった。事故当日は上級生とグループになって下り坂を走行中、カーブを曲がり切れずにガードレールに衝突して側溝に転落し、両脚のほとんどの機能を失うなどの後遺症を負った。

松山裁判長は判決理由で、競技用自転車の扱いに慣れていない初心者の元生徒と上級生を一緒に走らせれば、「転倒してしまう可能性を予見することはできた」と指摘。元生徒に、上級生の速度に合わせて走行する必要はないことなどを伝える特別な指導を行うべき注意義務があったのに怠ったと認定した。
府教育庁は「判決の内容を精査して対応を考える」とした。

・5 年以上使用、椅子の脚で踏む、変色…は危険！火災を起こす「延長コード」の見分け方
＜女性自身　2023 年 2 月 10 日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/b9f0a89cab2b9bf12dc72ff3dde1b5066b0c6fa7

----＞ *末尾［付録］*

・天井クレーン操作ミスの可能性　金属板下敷き 7 人死傷事故
＜共同通信　2023 年 2 月 9 日＞　https://nordot.app/996397274480951296
　大阪府岸和田市の工場で金属板 13 枚が倒れ、下敷きになった作業員 7 人が死傷した事故で、板に取り付けた部品をクレーンで引き上げた結果、浮き上がった板がバランスを崩しドミノ倒しになった可能性があることが 9 日、府警への取材で分かった。府警はクレーンの操作ミスだった疑いもあるとみて業務上過失致死傷容疑を視野に調べる。
　府警によると、板は縦約 2.4 メートル、横約 9.4 メートルのフレーム状で、重さは約 2 トン。工場の倉庫内に 13 枚が立てた状態で置かれ、当時は天井に設置されたクレーンを使い、板に部品を取り付ける作業中だった。

・【Web テスト代行を依頼した学生が書類送検！】就活で使われる Web テストの真実
＜現代ビジネス　2023 年 2 月 10 日＞　https://gendai.media/articles/-/105752

・闇バイト、カルト…大学生のリスク対策　ガイド本最新刊が発売
＜朝日新聞　2023 年 2 月 8 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASR273VLJR23USPT00Q.html
　闇バイト、カルト、契約トラブル……。最近の大学生は、多くのリスクに取り囲まれている。実際にどんな危険に遭遇しやすく、巻き込まれた時にはどう行動すればいいのか。春の入学シーズンを前に、そんな情報をまとめたガイド本「大学生が狙われる 50 の危険」（青春出版社）の最新刊が、このほど発売された。
　闇バイトをめぐっては、特殊詐欺事件で現金などの受け取り役の「受け子」となった大学生が有罪判決を受けたケースがある。「ルフィ」を名乗る男の関与が疑われている広域強盗事件では、大勢の若者が逮捕されており、軽い気持ちで「日当 100 万円」といった闇バイトに応募し、実行役を務めたケースが多いとされる。
　三菱総合研究所と大学生協の団体が今月出版した「大学生が狙われる 50 の危険」第 5 版は、闇バイトを含む「ネット詐欺」の章に 4 ページを割いて手口や対処法を紹介、注意を呼びかけた。
　このシリーズは 2011 年 2…

□*大災害、原発事故対策*

[大災害対策]

・防災担当者の悩みを共有　“使える”防災行動計画へ　災害犠牲者ゼロを目指す「タイムライン」【福島発】
＜ＦＮＮプライムオンライン　2023 年 2 月 10 日＞　https://www.fnn.jp/articles/-/483647
深刻化する災害から命を守るための「時系列の防災行動計画」が重要度を増すなか、自治体では課題を抱えながらも犠牲者ゼロを目指し、より実効的なタイムラインをつくろうとしている。全国の防災担当者などが集まった会議を取材した。

国も力を入れる防災タイムライン

「タイムライン」は、水害など災害が発生する状況を想定し、被害を最小化するために「いつ」「誰が」「何をするのか」をあらかじめ時系列で整理したもの。東京大学客員教授・防災マイスターの松尾一郎さんが、第一人者として日本でも取り組みはじめ約 10 年が経った。 政府が経済・財政政策の基本方針を示した「骨太の方針」にも「充実強化を図る」と記載され、国も推進に力をいれている。

水害だけでなく噴火・地震にも

防災マイスター・松尾一郎さん: 2013 年 2 月にタイムラインの原型をアメリカで見つけて、それからちょうど 10 年です。いまでは日本の防災計画にとって、重要な支援ツールのひとつになったと思います。これまでは水害に着目したタイムラインが多かったのですが、火山噴火や地震津波対策など様々な場面で活用できる。加えて、市町村や自治会・町内会、さらに家族など様々な場面で、命を守るタイムラインにして行かなければなりません

より良いものへ　防災担当者が一堂に

2023 年で 6 回目を迎えたタイムライン防災の普及・発展を目指した会議「タイムライン防災・カンファレンス 2022in 東京」 実効的なタイムラインにするため、気象庁や国土交通省の担当者、さらには北海道から九州まで全国各地から自治体の関係者が集まった。東京大学客員教授・防災マイスターの松尾一郎さんもコーディネーターの一人として参加した。 タイムラインの策定や運営に関わる自治体の防災担当者などが、取り組みや悩みを共有し、今後に繋がるヒントを探した。

住民避難の難しさを実感

今回、初めて参加した長野県須坂市の山小忠久さん。 課題を突きつけられたのは、2019 年の東日本台風だった。須坂市では一級河川・千曲川の氾濫などにより、200 世帯以上が浸水し、逃げ遅れた 80 人以上が消防に救助される事態となった。 長野県須坂市　総務課・山小忠久さん: 令和元年東日本台風災害では、改めて避難情報発令のタイミングの難しさ、住民への情報伝達の難しさ、住民の災害に対する認識、住民自らの避難開始のタイミングなど多くの課題が残りました

地域に特化したタイムラインを策定

その教訓から、被害が深刻だった地区で 2022 年 9 月に完成したのが「コミュニティタイムライン」。雨の量に応じ、地区でやるべきことなどをあらかじめ決めることで、逃げ遅れゼロを目指している。 訓練を実施するなかでタイムラインの有効性を実感していて、さらに広げていきたいと考えている。 長野県須坂市　総務課・山小忠久さん: 来年度以降も、浸水想定区域のタイムラインを随時作っていく取り組みを進めていきます

会議では担当者同士で悩みの共有

一方で、タイムラインの課題や懸念もある。所属や地域、経験などが異なる人が同じグループとなり行われたワークショップでは… 東京都板橋区・新井凌雅さん:破堤する（堤防が壊れる）ことも低いので、職員の意識自体ちょっと低いのかな 率直な意見が交わされるなか、須坂市の山小さんが問題提起したのは、避難にサポートが必要な“要支援者”をめぐる難しさだった。 長野県須坂市　総務課・山小忠久さん:独居の高齢者・特に避難行動要支援者が多くいるんですけど。個別避難計画にあわせて、そういう方たちを支援できるかどうか この意見には、他の自治体からも共感があった。 北海道北見市・橋本誠治さん:避難しなきゃいけない、避難行動要支援者の方を支援するために、セーフティなところにいる人が助けにいくという…

担当者の交流が命を守る街づくりに

「災害時に少しでも犠牲を減らすために」同じ思いを持つ担当者同士の交流は、命を守るまちづくりへ繋がっていく。 長野県須坂市　総務課・山小忠久さん: 自分たちの中で課題を抱えるんじゃなくて、分からないところを聞ける。他市町村の仲間がいることは、非常に心強く感じました

命を守る取り組みを広める

会の最終日には、約 20 の自治体のトップがステージに立ち、「タイムライン」を今後さらに強力に推し進めていく宣言が行われた。 防災マイスター・松尾一郎さん: 全国の自治体の防災担当職員とか自治体のトップ・市町村長、さらには住民代表が集まって、様々な悩みを共有できた。一歩ずつ前に進んでいるが、まだまだ参加が足りない。タイムラインは、市町村長など意思決定者が迷わず、行動出来る支援ツールだと思います。だから全国・2000 の市町村に広げなければならない。国民会議に参加している市町村長、内閣府、消防庁、国交省など国の機関の代表者も一緒になって悩みを共有しつつ、国民を災害から守ろうとしている。これは素晴らしい取り組みだし広めなくてはいけないと思います

策定進まぬ福島県　3 月完了目指す

今後、福島県内でも積極的な取り組みを期待したいが、気がかりなデータがある。 都道府県管理河川では、流域の 1168 の市町村のうち、96%にあたる 1120 の市町村が「タイムライン」を策定しているが、福島県は 2022 年 5 月末の時点で全国で唯一半分以下にとどまっている。2023 年 3 月までに完了目指すという。 防災マイスター・

松尾一郎さんは「十分に広がりを見せていないことはとても残念だが、作ることを急いで使えないものを作ってしまうのが一番だめ。ちゃんと活きたタイムラインにしなくてならない」と話す。 いつ起こるか分からない災害に備え、家族や個人でも作っておくと命を守る行動につなげられそうだ。

[福島原発事故]

・福島汚染水の海洋放出シミュレーション結果　学会で発表へ　韓国

＜聯合ニュース　2023 年 2 月 10 日＞　https://jp.yna.co.kr/view/AJP20230209005200882

[原子力施設全般]

・高浜原発 4 号の自動停止、制御棒駆動装置に異常か…落下の可能性　原子力規制委

＜福井新聞　2023 年 2 月 9 日＞　https://www.fukuishimbun.co.jp/articles/-/1722332

関西電力高浜原発 4 号機（福井県高浜町）で原子炉が自動停止したトラブルで原子力規制庁は、制御棒を上下に動かし炉心の出力を調整する駆動装置に異常があり、何らかの原因で制御棒が落下した可能性が高いとみていることが 2 月 8 日分かった。

同日開かれた原子力規制委員会の会合で、5 日深夜、原子炉容器の頂部に取り付けられている制御棒駆動装置の電気系統の点検を行った後、電源を復旧したところ、制御棒 2 本が部分挿入される事象が発生したと報告された。

高浜原子力規制事務所は福井新聞の取材に対し、制御棒は全部で 48 本あり、自動停止により全て落下した後、停止操作や点検に伴い何本か引き抜いた状態だったと説明。トラブル前に行った点検の再現試験や、中性子の量を計測する検出器の点検で異常が確認されなかったことから、制御棒駆動装置の異常が自動停止の原因との見方を強めたもようだ。

関電は取材に対し「調査の過程で制御棒が部分挿入されたことは事実。自動停止のトラブルとの因果関係も含めて調査中」としている。

高浜 4 号機は 1 月 30 日、原子炉内で中性子の量が急激に減少したことを知らせる警報が作動し自動停止した。制御棒駆動装置を巡っては、関電がトラブルの約 15 時間前に異常を知らせる警報が鳴ったことを明らかにしている。

今回のトラブルは過去の事例と共通性がないことが見込まれるため、規制委は公開会合の場で原因究明や再発防止策を関電から聴取することを決めた。

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症（変異株）の患者等の発生について（検疫）

＜厚生労働省　2023 年 2 月 9 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_31033.html

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について　（検疫）

＜厚生労働省　2023 年 2 月 9 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_31032.html

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況について（令和５年２月９日版）

＜厚生労働省　2023 年 2 月 9 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_31031.html

---

[対策・予防]

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・これまで新型コロナワクチンを何度も接種してきたのに、なぜ年１回の接種になるのか？

＜YAHOO!JAPAN ニュース　2023 年 2 月 9 日＞

https://news.yahoo.co.jp/byline/kuraharayu/20230209-00336268

現在、新型コロナワクチンは、最多で 5 回接種まですすめられています。私も、5 回接種済です。なぜ、これまで短期間でたくさんワクチンを接種してきたのに、今後は年 1 回で済むという結論になるのでしょうか？

----> 末尾［付録］

◇マスク

・新幹線、学校は脱マスク　通勤ラッシュ時の着用推奨

＜共同通信　2023 年 2 月 10 日＞　https://www.47news.jp/news/8923500.html

新型コロナウイルスの「5 類」移行に伴う感染防止対策としてのマスク着用の在り方について、新たな政府指針案が 9 日、分かった。全員の着席が可能な新幹線や高速バスでは外すことを容認する一方、通勤ラッシュ時など混雑した電車やバスに乗車する時などは着用を推奨する。学校教育活動では着用を求めず、卒業式に関しても教育的意義を考慮し、児童生徒らはマスクを着用せずに出席することを基本とする。

適用開始は 3 月 10、13、17 日といった案があるが、自治体の作業を考慮すると 13 日が適しているとの意見がある。岸田文雄首相と関係閣僚の調整結果を踏まえ、2 月 10 日の政府対策本部で決める。

政府はこれまでに屋内外を問わずマスク着用を個人の判断に委ねるとする基本方針を示している。ただ、コロナの流行は当面続くと考えられるため、マスク着用が効果的な場面を指針で示し、判断材料にしてもらうことにした。

・マスク着用緩和、3 月 13 日軸に調整　屋内外問わず個人の判断に

＜毎日新聞　2023 年 2 月 9 日＞　https://mainichi.jp/articles/20230209/k00/00m/040/271000c

新型コロナウイルス感染症対策におけるマスク着用を巡り、政府は 3 月半ばにも着用ルールを緩和する調整に入った。移行は同 13 日を軸に検討している。屋内外を問わず、着用するかどうかは個人の判断に委ねる。10 日に岸田文雄首相と関係閣僚が協議し、最終決定する。

政府は先月末、新型コロナの感染症法上の位置づけを 5 月 8 日に季節性インフルエンザと同じ「5 類」に引き下げることを決定した。これまで屋内で原則着用を求めてきたマスクについては、緩和に準備期間がそれほど必要ないことから、5 類移行に先立って緩和する方向で具体的な対応を検討してきた。

政府は、着用ルールの移行日の決定とあわせて、個人の判断の参考としてもらうため「マスク着用が効果的な場面」を発表する。医療機関や高齢者施設を訪れる際は着用を推奨するほか、重症化リスクの高い人が感染拡大時に混雑した場所に行く場合は、着用が有効とする方向だ。混雑する公共交通機関など、不特定多数がいて感染リスクが高く、重症化リスクの高い人も利用が想定される場所についても、着用を勧めることを検討している。

政府は、公共交通機関など各業界団体にガイドラインの見直しを求め、より詳しい対応を利用者に周知してもらうことにしている。準備に 1 カ月程度かかるとみて、移行日を調整している。

・尾身会長、５類移行でも「電車内はマスク着用を」

＜産経新聞　2023 年 2 月 9 日＞　https://www.sankei.com/article/20230209-7XN3VK4YQVIFLFRUZ7JIF4TRN4/

◇コロナ後遺症 オミクロン株で「睡眠障害」が 2 倍以上に…「脱毛」「味覚障害」は減少

＜女性自身　2023 年 2 月 10 日＞

https://news.yahoo.co.jp/articles/2ad247f8afdd9c0443e9cfca0b4d66b42e2ba6bf

****

[3] 建築基準法施行令の一部を改正する政令（政令第 34 号）

［官報］ 令和 5 年 2 月 10 日　号外　第 29 号　5～6 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230210/20230210g00029/20230210g000290005f.html

あらまし

◇建築基準法施行令の一部を改正する政令（政令第 34 号）（国土交通省）

1　建築物の建蔽率の算定の基礎となる建築面積の算定方法の合理化

建築面積の算定方法は、建築物の建蔽率の算定の基礎となる建築面積を算定する場合に限り、倉庫等の用途に供する建築物において専ら貨物の積卸し等のために設ける軒等で安全上等支障がないものとして国土交通大臣が定める軒等のうち当該建築物の外壁等の中心線から水平距離五メートル以上突き出たものにあっては

その端から水平距離五メートル以内で国土交通大臣が定める距離後退した線で、当該国土交通大臣が定める軒等のうち当該中心線から突き出た距離が水平距離五メートル未満のものにあっては当該中心線で囲まれた部分の水平投影面積によることとした。（第二条第一項第二号関係）

２　建築物の維持保全に関する計画の作成等を要する建築物等の範囲の拡大

㈠　建築物の維持保全に関する計画の作成等を要する建築物の範囲を、事務所等の用途に供する建築物（特殊建築物を除く。）のうち階数が三以上で延べ面積が二〇〇平方メートルを超えるものとすることとした。（第一三条の三第二項関係）

㈡　特定行政庁による勧告の対象となる建築物の範囲を、事務所等の用途に供する建築物（建築基準法（以下「法」という。）第六条第一項第一号に掲げる建築物を除く。）のうち階数が三以上で延べ面積が二〇〇平方メートルを超えるものとすることとした。（第一四条の二第二号関係）

３　中央管理方式の空気調和設備等に係る技術的基準の見直し

中央管理方式の空気調和設備等に係る技術的基準は、居室における一酸化炭素の含有率の基準を一〇〇万分の六以下であること等とした。（第二〇条の二第一号及び第一二九条の二の五第三項関係）

４　耐火性能に関する技術的基準の合理化

次の各号に掲げる建築物の部分に係る耐火性能に関する技術的基準は、当該各部分に通常の火災による火熱が当該各号に掲げる時間加えられた場合に、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであることとした。（第一〇七条第一号関係）

㈠　最上階から数えた階数が五以上で九以内の階の壁（耐力壁である間仕切壁及び外壁に限る。）、柱、床及びはり一・五時間

㈡　最上階から数えた階数が一五以上で一九以内の階の柱及びはり二・五時間

５　窓等を有しない居室の範囲の合理化

㈠　法第三五条の三（法第八七条第三項において準用する場合を含む。）の規定により政令で定める窓等を有しない居室から、避難階等の居室等であって、当該居室の床面積、当該居室からの避難の用に供する廊下等の構造及び消火設備等の設置の状況等に関し避難上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものを除くこととした。（第一一一条第一項関係）

㈡　建築基準法施行令第一一六条の二第一項第一号に該当する窓等を有しない居室については、当該居室の床面積、当該居室からの避難の用に供する廊下等の構造及び消火設備等の設置の状況等に関し避難上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものを除き、避難階以外の階（地下街におけるものを除く。）における当該居室から直通階段の一に至る歩行距離が三〇メートル以下等としなければならないこととした。（第一二〇条第一項関係）

６　施行期日

この政令は、令和五年四月一日から施行することとした。

建築基準法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　　御　璽

令和５年２月 10 日　　内閣総理大臣　　岸田　文雄

政令第 34 号

建築基準法施行令の一部を改正する政令

内閣は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第七号、第八条第二項第二号、第十条第一項、第二十八条第二項ただし書、同条第三項（同法第八十七条第三項において準用する場合を含む。）、第三十五条、第三十五条の三（同法第八十七条第三項において準用する場合を含む。）、第三十六条、第九十二条及び第九十七条の六の規定に基づき、この政令を制定する。

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「類するもの」　の下に「（以下この号において「軒等」という。）」を、「突きたもの」の下に「（建築物の建蔽率の算定の基礎となる建築面積を算定する場合に限り、工場又は倉庫の用途に供する建築物において専ら貨物の積卸しその他これに類する業務のために設ける軒等でその端と敷地境界線との間の敷地の

部分に有効な空地が確保されていることその他の理由により安全上、防火上及び衛生上支障がないものとして国土交通大臣が定める軒等（以下この号において「特例軒等」という。）のうち当該中心線から突き出た距離が水平距離一メートル以上五メートル未満のものであるものを除く。)」を、「後退した線」の下に「(建築物の建蔽率の算定の基礎となる建築面積を算定する場合に限り、特例軒等のうち当該中心線から水平距離五メートル以上突き出たものにあっては、その端から水平距離五メートル以内で当該特例軒等の構造に応じて国土交通大臣が定める距離後退した線)」を加え、同号ただし書中「ついては、その端」を「ついては、当該建築物又はその部分の端」に改める。

第十三条の三第二項及び第十四条の二第二号中「五以上」を「三以上」に、「千平方メートル」を「二百平方メートル」に改める。

第二十条の二中「場合を含む。」の下に「以下この条及び」を、「）の政令で定める」の下に「法第二十八条第三項に規定する」を加え、「のとおり」を「に掲げるもの」に改め、同条第一号イ中「次に定める」を「次に掲げる」に改め、同号イ⑴中「有効断面積は」を「有効断面積（平方メートルで表した面積とする。）が」に、「数値以上とする」を「必要有効断面積以上である」に、「排気筒の有効断面積（」を「必要有効断面積（」に改め、同号イ⑵中「有効開口面積は」を「有効開口面積（平方メートルで表した面積とする。）が」に、「に規定する排気筒の有効断面積以上とする」を「の式によって計算した必要有効断面積以上である」に改め、同号イ⑶中「定める」を「掲げる」に、「構造とする」を「ものである」に改め、同号ロ中「をいう」の下に「。以下同じ」を加え、「次に定める」を「次に掲げ巨に改め、同号ロ⑴中「有効換気量は」を「有効換気量（立方メートル毎時で表した量とする。⑵において同じ。）が」に、「数値以上とする」を「必要有効換気量以上である」に、「有効換気量（）を「必要有効換気量（」に改め、同号ロ⑵中「その他の建築物の部分」を削り、「有効換気量は」を「有効換気量が」に、「について必要な有効換気量」を「の必要有効換気量」に、「とする」を「である」に改め、同号ロ⑶中「定める」を「掲げる」に、「構造とする」を「ものである」に改め、同号八中「構造と」を「ものと」に改め、同号二中「の設備」を「の換気設備」に改め、同号二山中「百万分の十」を「百万分の六」に改め、同号二⑴中「から」を「には、」に改め、「雨水」　の下に「の浸入」を加え、「が入らないものである」を「の侵入を防ぐための設備を設ける」に改め、同号二４中「㈠及び㈣から㈥までに掲げる基準」を「㈠の項及び㈣の項から㈥の項までの中欄に掲げる事項がそれぞれ同表の下欄に掲げる基準」に改め、同条第二号中「その他の建築物の部分」を削り、「）及び」を「）又は」に改め、「空気調和設備」の下に「にあつては、これら」を加え、「監視は、」を「監視を中央管理室（」に、「(以下「中央管理室」という」を「をいう。以下同じ」に改める。

第百七条第一号中「に掲げる建築物」を「の上欄に掲げる建築物」に、「当該部分」を「当該各部分」に、「それぞれ次の表」を「同表の下欄に掲げる当該部分の存する階の区分に応じそれぞれ同欄」に改め、同号の表を次のように改める。

建築物の部分		最上階及び最上階から数えた階数が二以上で四以内の階	最上階から数えた階数が五以上で九以内の階	最上階から数えた階数が十以上で十四以内の階	最上階から数えた階数が十五以上十九以内の階	最上階から数えた階数が二十以上二十以上の階
壁	間仕切壁(耐力壁に限る。)	一時間	一・五時間	二時間	二時間	二時間
	外壁(耐力壁に限る。)	一時間	一・五時間	二時間	二時間	二時間
柱		一時間	一・五時間	二時間	二・五時間	三時間
床		一時間	一・五時間	二時間	二時間	二時間
はり		一時間	一・五時間	二時間	二・五時間	三時間
屋根		三十分間				
階段		三十分間				
備考 一　第二条第一項第八号の規定により階数に算入されない屋上部分がある建築物の当該屋上部分は、この表の適						

用については、建築物の最上階に含まれるものとする。
二　この表における階数の算定については、第二条第一項第八号の規定にかかわらず、地階の部分の階数は、全て算入するものとする。

第百七条第二号中「壁及び」を「前号に掲げるもののほか、壁及び」に改め、同条第三号中「外壁及び」を「前二号に掲げるもののほか、外壁及び」に、「き裂」を「亀裂」に改める。

第百十一条第一項中「の各部分から屋外への出口の一に至る歩行距離並びに」を「からの避難の用に供する廊下その他の通路の構造並びに消火設備、排煙設備、非常用の照明装置及び」に改める。

第百二十条第一項中「居室の各部分」を「次の表の上欄に掲げる居室の種類の区分に応じ当該各居室」に、「次の表の」を「同表の中欄又は下欄に掲げる場合の区分に応じそれぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる」に改め、同項の表中「上欄に掲げる場合以外の」を「その他の」に改め、同表の］の項中「有しない居室」　の下に「（当該居室の床面積、当該居室からの避難の用に供する廊下その他の通路の構造並びに消火設備、排煙設備、非常用の照明装置及び警報設備の設置の状況及び構造に関し避難上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものを除く。）」を加え、同表の目の項中「㈠又は㈡」を「㈠の項又は㈡の項」に改める。

第百二十九条の二の五第一項第六号中「雨水」　の下に「の浸入」を、「もの」　の下に「の侵入」を加え、「する」を「設ける」に改め、同条第二項第三号中「外気取り入れ口」を「外気取入口」に改め、「雨水」の下に「の浸入」を、「もの」　の下に「の侵入」を加え、「する」を「設ける」に改め、同条第三項中「空気調和設備」　の下に「の構造」を加え、「に定める構造とするほか、国土交通大臣が」を「の規定によるほか、」に、「各項の上欄」を「中欄」に、「おおむね当該各項」を「それぞれおおむね同表」に、「供給する」を「供給（排出を含む。）をする」に、「ない構造」を「ないもの」に改め、同項の表の㈠の項中「以下」の下に「であること。」を加え、同表の㈡の項中「百万分の十以下」を「百万分の六以
下であること。」に改め、同表の㈢の項中「以下」の下に「であること。」を加え、同表の㈣の項中「十七度」を「十八度」に改め、「以下」　の下に「であること。」を、「しない」　の下に「ものである」を加え、
同表の㈤の項及び㈥の項中「以下」の下に「であること。」を加え、同表中「この表の各項の下欄に掲げる基準を適用する場合における当該各項の上欄に掲げる項についての測定方法は、国土交通省令で定める。」を削る。

第百五十条中「第十四条の二に規定する建築物」を「次に掲げるもの」に改め、同条に次の各号を加える。

一　法別表第一則欄に掲げる用途に供する特殊建築物のうち階数が三以上でその用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以下のもの

二　事務所その他これに類する用途に供する建築物（法第六条第一項第一号に掲げる建築物を除く。）のうち階数が五以上で延べ面積が千平方メートルを超えるもの

附　則

（施行期日）

１　この政令は、令和五年四月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

２　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

国土交通大臣　　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣　　岸田　文雄

****

［4］*医薬品等*

◇動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令（農林水産省令第７号）

［官報］　令和５年２月10日　号外　第29号　61頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230210/20230210g00029/20230210g000290061f.html

○農林水産省令第７号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条の四第一項の規定に基づき、動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和５年２月 10 日　　農林水産大臣　　野村　哲郎

改　正　後

別表第１（第２条、第４条及び第５条関係）

動物用医薬品	動物用医薬品使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
（略）	（略）	（略）	（略）
ナイカルバジンを有効成分とする飼料添加剤	（略）	（略）	（略）
ナナフロシンを有効成分とする外皮塗布剤	牛	１日量として100平方cm当たり0.1mg（力価）以下の量を外皮（搾乳牛の乳房を除く。）に塗布すること。	―
（略）	（略）	（略）	（略）

注　1～20　（略）

改　正　前

別表第１（第２条、第４条及び第５条関係）

動物用医薬品	動物用医薬品使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
（略）	（略）	（略）	（略）
ナイカルバジンを有効成分とする飼料添加剤	（略）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）	（略）

注　1～20　（略）

附　則

（施行期日）

１　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までに販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列するナナフロシンを有効成分とする外皮塗布剤に係る動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）第百七十一条第八号の規定の適用については、なお従前の例によることができる。

****

[5] ***農薬***

◇農薬を登録した件（農林水産省告示第 221～223 号）

［官報］　令和５年２月９日　本紙　第 914 号　2～4 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230209/20230209h00914/20230209h009140002f.html

農薬の新規登録 53 件が公示された。

◇農薬の登録が失効した件（農林水産省告示第 224 号）

［官報］　令和５年２月９日　本紙　第 914 号　4～ 5 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230209/20230209h00914/20230209h009140004f.html

農薬の登録失効 22 件が公示された。

****

[6] ***廃棄物関係***

◇衛星で海面のうねりからマイクロプラスチックの分布を把握-ミシガン大学

＜UchuBiz　2023 年２月９日＞

https://news.yahoo.co.jp/articles/f6a28b532eebf7aeb8442ca803e7684f12dccea1

ミシガン大学の研究チームは、人工衛星で得たデータから、海を漂うマイクロプラスチックの分布状況を把握できる可能性があると発表した。海面の“うねり”を観測すると、マイクロプラスチックの多い海域の特定が可能だという。

海に流れ込んだプラスチック片は、細かく砕かれてマイクロプラスチックになり、分解されることなく海を漂い続ける。海洋生物や海のエコシステムに悪影響を及ぼすおそれがあるものの、海流に乗ってはるか遠くまで運ばれしまうこともあり、追跡や除去が困難だ。

研究チームは、海上の風を観測するための人工衛星群「Cyclone Global Navigation Satellite System(CYGNSS)」で得たデータを解析したところ、マイクロプラスチックの多い海域は、少ない海域に比べ波が少なく小さくなることを発見した。海上のうねりは、マイクロプラスチックが直接影響しているのではなく、マイクロプラスチックと一緒に漂う傾向のある界面活性剤と油の効果だそうだ。

このことから、衛星データを使うことで、マイクロプラスチックの広がり方や集まっている海域を従来より正確に特定できるようになり、対策に役立つとしている。

ただし、実際に活用するには、衛星データとマイクロプラスチック分布の関係をさらに詳しく調べる必要があるとした。

****

[7] ***温暖化対策関係***

◇「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の進展状況について

＜環境省　2023 年 2 月 9 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_01117.html

---

◇フランスが推進する本気の温室効果ガス対策。環境にも財布にも優しい「足」とは？

＜現代ビジネス　2023 年 2 月 10 日＞　https://gendai.media/articles/-/105220

****

[8] ***環境安全関係***

◇（仮称）九十九里沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について

＜環境省　2023 年 2 月 9 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_01165.html

---

◇（仮称）六郎館岳風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について

＜環境省　2023 年 2 月 9 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_01140.html

****

[9] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業（SHIFT 事業）の支援機関の公募について

＜環境省　2023 年 2 月 9 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_01160.html

---

◇「WWL(ワールド・ワイド・ラーニング)コンソーシアム構築支援事業(個別最適な学習環境の構築に向けた研究開発事業)」の実施希望について

＜文部科学省　2023 年 2 月 9 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agpradaErtxr6zbQ

◇令和５年度「WWL(ワールド・ワイド・ラーニング)コンソーシアム構築支援事業(地域アドバンスト・ラーニング・ネットワーク構築のための委託事業)」の公募について

＜文部科学省　2023 年 2 月 9 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agpradaErtxr6zbR

****

[10] ***その他省庁発表***

◇出願公表後に品種登録出願を取り下げた件（農林水産省告示第 215 号）

［官報］　令和５年２月８日　本紙　第 913 号　３頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230208/20230208h00913/20230208h009130003f.html

---

◇出願公表後に品種登録出願が拒絶された件（農林水産省告示第 216 号）

［官報］ 令和５年２月８日 本紙 第 913 号 ３頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230208/20230208h00913/20230208h009130003f.html

---

◇種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件（農林水産省告示第 218 号）

［官報］ 令和５年２月９日 本紙 第 914 号 1～2 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230209/20230209h00914/20230209h009140001f.html

---

◇種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件（農林水産省告示第 225 号）

［官報］ 令和５年２月９日 号外 第 28 号 11～13 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230209/20230209g00028/20230209g000280011f.html

---

◇石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則第三十三条第二項の規定に基づき、経済産業大臣が定める要件を定める告示（経済産業省告示第 14 号）

［官報］ 令和５年２月８日 本紙 第 913 号 ４頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230208/20230208h00913/20230208h009130004f.html

****

[11] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会資料（オンライン会議） ２月 10 日

＜厚生労働省 2023 年２月９日＞ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_30928.html

（１）食品中の残留農薬等に係る残留基準設定について

・農薬 アミスルブロム

・農薬 アメトクトラジン

・農薬 グルホシネート

・農薬 シメコナゾール

・農薬 フルトラニル

・農薬 フルピラジフロン

・農薬 フルミオキサジン

・農薬 メタアルデヒド

・農薬 メフェントリフルコナゾール

・動物用医薬品・飼料添加物の暫定基準見直し

（２）その他

・発出予定の試験法について

・薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会（オンライン会議）資料 ２月 10 日

＜厚生労働省 2023 年２月９日＞ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_30910.html

報告事項

・第 10 版食品添加物公定書について

・既存添加物の安全性の確認について

・令和３年度マーケットバスケット方式による酸化防止剤、防かび剤等の摂取量調査の結果について

・その他

・薬事・食品衛生審議会(食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会） ２月 10 日

＜厚生労働省 2023 年２月９日＞ https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-yakuji_127891.html

１ 食品中の残留農薬等に係る基準の設定について
２ その他
・第３回　消費生活用製品の安全確保に向けた検討会　　２月 20 日
＜経済産業省　2023 年２月９日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/49550
1. 子供用製品関係各社へのヒアリング
・第２回「再生医療・遺伝子治療の産業化に向けた基盤技術開発事業」中間評価検討会　　２月 16 日
＜経済産業省　2023 年２月９日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/49552
（１）鉄鋼業種のカーボンニュートラル行動計画について
（２）その他
・第２回「再生医療・遺伝子治療の産業化に向けた基盤技術開発事業」中間評価検討会
＜経済産業省　2023 年２月９日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/49552
・第２回「熱中症対策推進検討会」の開催について　　２月 17 日
＜環境省　2023 年２月９日＞　https://www.env.go.jp/press/press_01151.html
（１）熱中症対策等に関するアンケート結果報告
（２）地域における熱中症対策の先進的な取組事例集（案）
（３）今後検討すべき事項について
・遺伝子組換え食品等専門調査会（第 233 回）の開催について（非公開）【2 月 17 日開催】
＜内閣府　2023 年２月９日＞　http://www.fsc.go.jp/senmon/idensi/annai/idensi_annai_233.html
（１）遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価について
・Geobacillus stearothermophilus TP7 株を利用して生産されたプロテアーゼ
（２）その他
・遺伝子組換え食品等専門調査会（第 232 回）の開催について【2 月 17 日開催】
＜内閣府　2023 年２月９日＞　http://www.fsc.go.jp/senmon/idensi/annai/idensi_annai_232.html
（１）遺伝子組換え食品等の安全性評価基準改正の検討について
（２）その他
・食品安全委員会（第 889 回）の開催について【2 月 14 日開催】
＜内閣府　2023 年２月９日＞　http://www.fsc.go.jp/iinkai_annai/annai/annai889.html
（１）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について
・肥料　１品目　　普通肥料の公定規格の改正について
（２）遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について
・「ROM 株を利用して生産された α-アミラーゼ」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
（３）肥料・飼料等専門調査会における審議結果について
・動物用医薬品・飼料添加物「エトパベート」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
（４）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見について
・遺伝子組換え食品等「コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ（DP23211）」に係る食品健康影響評価について
（５）令和５年度食品安全モニターの依頼について
（６）その他
・食品安全セミナー（オンライン）開催のお知らせ【3 月 10 日開催】
＜内閣府　2023 年２月９日＞　http://www.fsc.go.jp/koukan/annai/annai20230310.html
（１）話題提供
「健康食品」との付き合い方～いわゆる「健康食品」に関する 19 のメッセージ～
食品安全委員会委員　脇　昌子

（２）質疑応答

回答者 ：食品安全委員会委員　脇　昌子

・報道関係者との意見交換会のお知らせ【3 月 1 日開催】

＜内閣府　2023 年 2 月 9 日＞　http://www.fsc.go.jp/koukan/annai/annai_journalists_20230301.html

テーマ：健康食品による健康被害を防ぐために

[開催記録、報告、資料等]

・第２回 医療放射線の適正管理に関する検討会（議事録）　　1 月 26 日

＜厚生労働省　2023 年 2 月 9 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_31014.html

・薬事・食品衛生審議会（食品衛生分科会食品規格部会）　　12 月 26 日

＜厚生労働省　2023 年 2 月 10 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-yakuji_127885.html

（1）審議事項

・清涼飲料水の規格基準の改正について

(2) その他(報告事項)

・食品中の鉛について

・疾病・障害認定審査会（感染症・予防接種審査分科会新型コロナウイルス感染症予防接種健康被害審査第二部会）　審議結果

＜厚生労働省　2023 年 2 月 9 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_30770.html

・核融合科学技術委員会（第 31 回）議事要旨　　12 月 5 日

＜文部科学省　2023 年 2 月 9 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agpradaErtxr6zbJ

(1) 分野別研究開発プログラム評価の試行について

(2) 分野別研究開発プランの変更について

・核融合科学技術委員会（第 32 回）配付資料　　2 月 1 日

＜文部科学省　2023 年 2 月 9 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agpradaErtxr6zbK

(1) 第 31 回 ITER 理事会の開催結果等について

(2) 原型炉開発総合戦略タスクフォースにおける検討を受けた今後の核融合科学技術委員会の対応について

(3) 核融合戦略骨子案について

(4) 核融合関係令和 5 年度政府予算案について

****

[12] ***海外の化学物質管理情報***　　＜NITE 化学物質管理関連情報　第 619 号　2023 年 2 月 8 日　から＞

〇国際

・Draft Guidance and Review Documents/Monographs

＜経済協力開発機構(OECD)＞

https://www.oecd.org/env/ehs/testing/draft-guidance-review-documents-monographs.htm 下記のガイダンス案に対する意見募集が開始された。期限は 2023/02/09 まで。〇Draft Test Guideline: Determination of the Hydrophobicity Index of Nanomaterials Through an Affinity Measurement (Jan 2023)

・国連環境計画、持続可能な冷却手段の推進を目指す取組の一環で COP28 に向けた方策を公表（国連／2023.01.16 発表）

＜EIC ネット：環境イノベーション情報機構　2023 年 2 月 1 日＞

https://www.eic.or.jp/news/?act=view&serial=48843&oversea=1

〇欧州

・Proposal for a COUNCIL DECISION on the position to be taken on behalf of the European Union at the Conference of the Parties to the Rotterdam Convention on the Prior Informed Consent Procedure for certain hazardous chemicals and pesticides in international trade as regards certain amendments to the Convention and its Annex III

＜欧州理事会(Council of the European Union)　2023 年 1 月 30 日＞
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CONSIL%3AST_5827_2023_INIT&qid=1675126709254
PIC（Prior Informed Consent）手続きに関して、標記の理事会決議案が官報公示された。
・Proposal for a COUNCIL DECISION on the position to be taken on behalf of the European Union at the eleventh meeting of the Conference of the Parties to the Stockholm Convention on Persistent Organic Pollutants as regards the proposals for amendment of Annex A to that Convention
＜欧州理事会(Council of the European Union)　2023 年 1 月 30 日＞
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CONSIL%3AST_5841_2023_INIT&qid=1675126709254
POPs 規則に関して、標記の理事会決議案が欧州理事会より官報公示された。対象は、dechlorane plus、methoxychlor および UV-328。
・Proposal for a COUNCIL DECISION on the position to be taken on behalf of the European Union at the eleventh meeting of the Conferenceof the Parties to the Stockholm Convention on Persistent Organic Pollutants as regards the proposals for amendment of Annex A to that Convention
＜欧州委員会(EC)　2023 年 1 月 30 日＞
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=COM%3A2023%3A41%3AFIN&qid=1675126709254
POPs 規則に関して、標記の理事会決議案が欧州委員会より官報公示された。対象は、dechlorane plus、methoxychlor および UV-328。
・New product priorities for Ecodesign for Sustainable Products
＜欧州委員会(EC)　2023 年 1 月 31 日＞
https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/13682-New-product-priorities-for-Ecodesign-for-Sustainable-Products_en
持続可能な製品のためのエコデザイン規則（ESPR）案に基づく新製品の優先事項について意見募集が開始された。期限は 2023/04/25 まで。〇ニュース　→
https://environment.ec.europa.eu/news/sustainable-products-commission-consults-new-product-priorities-2023-01-31_en
・SCHEER - Preliminary Opinion open for comments on 5-6 rings PolyAromatic Hydrocarbons (PAHs) - Deadline: 1 March 2023
＜欧州委員会(EC)　2023 年 1 月 31 日＞
https://health.ec.europa.eu/latest-updates/scheer-preliminary-opinion-open-comments-5-6-rings-polyaromatic-hydrocarbons-pahs-deadline-1-march-2023-01-31_en
標記に関する SCHEER（Scientific Committee on Health ,Environmental and Emerging）の予備的な意見が公開された。対象は 5-6 rings PolyAromatic Hydrocarbons（PAHs)。意見募集は 2023/03/01 まで。
・SCHEER - Preliminary Opinion open for comments on Tributyltin Compounds - Deadline: 1 March 2023
＜欧州委員会(EC)　2023 年 1 月 31 日＞
https://health.ec.europa.eu/latest-updates/scheer-preliminary-opinion-open-comments-tributyltin-compounds-deadline-1-march-2023-2023-01-31_en
標記に関する SCHEER の予備的な意見が公開された。対象は Tributyltin Compounds。意見募集は 2023/03/01 まで。
・SCCS - Final Opinion on the safety of alpha-arbutin and beta-arbutin in cosmetic products
＜欧州委員会(EC) 欧州委員会(EC)　2023 年 2 月 1 日＞
https://health.ec.europa.eu/latest-updates/sccs-final-opinion-safety-alpha-arbutin-and-beta-arbutin-cosmetic-products-2023-02-01_en
化粧品に含まれる alpha-arbutin 及び beta-arbutin に関する SCCS（Scientific Committee on Consumer Safety）の最終意見が公開された。
・SCCS - Final Opinion on the safety of aluminium in cosmetic products - Submission III
＜欧州委員会(EC)　2023 年 2 月 2 日＞
https://health.ec.europa.eu/latest-updates/sccs-final-opinion-safety-aluminium-cosmetic-products-submissi

on-iii-2023-02-02_en
化粧品に含まれるアルミニウムに関する SCCS の最終意見が掲載された。
・SCCS - Request for a scientific Opinion on water-soluble Zinc salts used in oral products (Submission II)
＜欧州委員会(EC)　2023 年 2 月 3 日＞
https://health.ec.europa.eu/latest-updates/sccs-request-scientific-opinion-water-soluble-zinc-salts-used-oral-products-submission-ii-2023-02-03_en
欧州委員会は SCCS 対して、口腔製品中の水溶性亜鉛塩に関する科学的意見を要請した。期限は９ヶ月後。
・Harmonised classification and labelling consultations
＜欧州化学品庁(ECHA)　2023 年 1 月 30 日＞
https://www.echa.europa.eu/harmonised-classification-and-labelling-consultation
2 物質について、CLP 規則に基づく欧州調和分類と表示(CLH)案が公開された。意見募集は 2023/03/31 まで。
・Current Testing Proposals
＜欧州化学品庁(ECHA)　2023 年 1 月 31 日＞
https://www.echa.europa.eu/information-on-chemicals/testing-proposals/current
REACH 規則に関連して、12 物質群 17 件の脊椎動物実験の提案に関する情報提供について掲載された。期限は 2023/03/17 まで。
・Consultation on potential candidates for substitution
＜欧州化学品庁(ECHA)　2023 年 1 月 31 日＞
https://www.echa.europa.eu/public-consultation-on-potential-candidates-for-substitution
殺生物性製品規則（BPR）に従い、殺生物性製品の代替候補の活性物質に関する意見募集が開始された。対象物質は 2,2-dibromo-2-cyanoacetamide（DBNPA)。期限は 2023/03/25 まで。
・ECHA Weekly - 1 February 2023
＜欧州化学品庁(ECHA)　2023 年 2 月 1 日＞
https://www.echa.europa.eu/view-article/-/journal_content/title/9109026-268
＜ECHA＞
〇ECHA’s Programming Document 2023-2026 now available
標記の文書の公開について
＜REACH＞
〇Updated advice on testing nanomaterials
ナノ材料のガイダンス附属書の更新について
〇Assessment of regulatory needs reports published
1 物質の規制ニーズ評価レポートについて
〇New substance evaluation conclusion published
1 物質の評価結果について
＜Biocides＞
〇New web page sheds light on biocides work
殺生物剤に関する新たなウェブページについて
〇Which Member States allow creosote-treated wood to be placed on the market?
Creosote 処理木材に関する標記のリストについて
<Occupational exposure limits>
〇RAC opinions on evaluations of occupational exposure limits
OEL 評価に関する RAC の意見について
<European Commission>
〇New transition pathway for the chemical industry’s green and digital transitions
標記の移行経路の公表について
・Current calls for comments and evidence

＜欧州化学品庁(ECHA)　2023 年 2 月 1 日＞　https://www.echa.europa.eu/calls-for-comments-and-evidence
REACH 規則に関連して、エビデンス募集が開始された。対象は、Polyvinyl chloride (PVC) とその他のプラスチックの代替添加剤。期限は 2023/03/31 まで。

・欧州化学物質庁、有害化学物質を高懸念物質リストに追加（発表日：2023.01.17）
＜環境展望台：国立環境研究所＞　https://tenbou.nies.go.jp/news/fnews/detail.php?i=35080

・EU 加盟国、飲料水の質と水へのアクセス改善を目指す改正飲料水指令を国家法に反映（EU／2023.01.12 発表）
＜EIC ネット：環境イノベーション情報機構　2023 年 1 月 30 日＞
https://www.eic.or.jp/news/?act=view&serial=48838&oversea=1

・欧州化学物質庁、EU5 ヶ国によるパーフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物の規制案を受領と報告（EU／2023.01.13 発表）
＜EIC ネット：環境イノベーション情報機構　2023 年 1 月 31 日＞
https://www.eic.or.jp/news/?act=view&serial=48841&oversea=1

・フランス環境省、PFAS の 2023～2027 年行動計画を発表（フランス／2023.01.17 発表）
＜EIC ネット：環境イノベーション情報機構　2023 年 2 月 2 日＞
https://www.eic.or.jp/news/?act=view&serial=48844&oversea=1

○米国

・Significant New Use Rules on Certain Chemical Substances (21-1.5e); Correction
＜米国環境保護庁(US EPA)　2023 年 1 月 30 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2023/01/30/2023-01503/significant-new-use-rules-on-certain-chemical-substances-21-15e-correction
TSCA に基づく重要新規利用規則（SNUR）に関する最終規則の修正が官報公示された。発効日は 2023/01/31。

○WTO/TBT 通報
https://eping.wto.org/en/Search/Index?viewData=G%2FTBT%2FN%2FUSA%2F1740%2FAdd.1%2FCorr.1

・Agency Information Collection Activities; Submission to the Office of Management and Budget for Review and Approval; Comment Request; Consolidated Superfund Information Collection Request (Renewal)
＜米国環境保護庁(US EPA)　2023 年 1 月 30 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2023/01/30/2023-01786/agency-information-collection-activities-submission-to-the-office-of-management-and-budget-for
スーパーファンド法に関して、標記の情報収集要求（ICR）の更新が官報公示された。追加の意見募集は 2023/03/01 まで。

・Effluent Guidelines Program Plan 15
＜米国環境保護庁(US EPA)　2023 年 1 月 31 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2023/01/31/2023-01413/effluent-guidelines-program-plan-15
PFAS の制限等を含む廃水ガイドラインプログラム計画 15 が官報公示された。

・Public Hearing for the Reconsideration of the National Ambient Air Quality Standards for Particulate Matter
＜米国環境保護庁(US EPA)　2023 年 1 月 31 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2023/01/31/2023-01924/public-hearing-for-the-reconsideration-of--the-national-ambient-air-quality-standards-for-particulate
粒子状物質（PM）の環境基準（NAAQS）に関する公聴会ついて官報公示された。公聴会は 2023/02/21～22、意見募集は 2023/03/28 まで。

・Certain New Chemicals or Significant New Uses; Statements of Findings for October and November 2022
＜米国環境保護庁(US EPA)　2023 年 2 月 1 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2023/02/01/2023-02100/certain-new-chemicals-or-significant-new-uses-statements-of-findings-for-october-and-november-2022
TSCA に基づき 2022/10/01～2022/11/30 に届出された PMN/SNUN/MCAN のうち、リスクを呈する可能性が低いと判定した

ものについて官報公示された。

・EPA Improves Calculators to Measure Impact of Pollution Prevention Activities

＜米国環境保護庁(US EPA)　2023 年 2 月 3 日＞

https://www.epa.gov/chemicals-under-tsca/epa-improves-calculators-measure-impact-pollution-prevention-activities

汚染防止措置の効果を評価するための計算ツールについてのニュースが掲載された。

・アメリカ国立科学財団、海水からマイクロプラスチックを除去する新素材の生成を報告（発表日：2023.01.18）

＜環境展望台：国立環境研究所＞　https://tenbou.nies.go.jp/news/fnews/detail.php?i=35081

〇カナダ

・Ethers Group: The Final Screening Assessment for Ethers was published.

＜カナダ　2023 年 2 月 4 日＞

https://www.canada.ca/en/health-canada/services/chemical-substances/chemicals-management-plan-3-substances/ethers-group.html

エーテル類に関する最終スクリーニング評価が掲載された。

〇オーストラリア

・Updated decision tool helps you work out if you meet reported category (10 kg or less) criteria

＜オーストラリア　2023 年 1 月 31 日＞

https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/updated-decision-tool-helps-you-work-out-if-you-meet-reported-category-10-kg-or-less-criteria

標記のツールの更新についてのニュースが掲載された。更新されたツール　→

https://www.industrialchemicals.gov.au/decision-tool-work-out-if-your-introduction-categorised-reported

---

〇フィリピン

・G/TBT/N/PHL/292/Add.2

"Updated Guidelines on Product Information File (PIF) for Cosmetic Products Repealing FDA Circular No. 2018-001 "Reiterating the Mandatory Implementation of Article 8 of the ASEAN Cosmetic Directive 'Product Information'""

＜フィリピン　2023 年 2 月 3 日＞

https://eping.wto.org/en/Search/Index?domainIds=1&viewData=G%2FTBT%2FN%2FPHL%2F292%2FAdd.2

標記の ASEAN 化粧品指令に関する WTO/TBT 通報が掲載された。公表日は 2023/01/19、発効はフィリピン大学国家行政登録局に提出されてから 15 日後。

****

[13] ***その他***

◇*インフルエンザ、感染症関係*

・大分県佐伯市で発生した高病原性鳥インフルエンザ（国内 60 例目）に係る移動制限の解除について

＜農林水産省　2023 年 2 月 9 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/230209.html

・福岡県古賀市で発生した高病原性鳥インフルエンザ（国内 54 例目）に係る移動制限の解除について

＜農林水産省　2023 年 2 月 9 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/230209_1.html

---

◇*新化学物質、化学物質新利用技術等*

・半導体製造などに欠かせないフッ化水素 北九州市に工場建設へ

＜NHK　2023 年 2 月 9 日＞　https://www3.nhk.or.jp/lnews/kitakyushu/20230209/5020012764.html

半導体などの製造に欠かせないフッ化水素の安定供給体制を構築するため、大手商社などが北九州市に進出し国内最大の製造工場の建設に乗り出すことになりました。

工場を建設するのは、大手商社「双日」と、メキシコの化学メーカー「メキシケム フロー」など３社で、９日は北九州市役所で立地協定の締結式が行われました。
若松区の響灘臨海工業団地のおよそ１７ヘクタールの敷地に半導体や次世代電池などに欠かせないフッ化水素の製造工場を建設する計画です。
企業側によりますと現在、フッ化水素は、国内の需要のほとんどを輸入に頼っていますが、新たに建設される工場では国内需要の３割を超える年間４万トンから５万トンが製造でき国内最大の製造工場になるということです。早ければ来年度中の着工を目指すとしています。
北九州市の北橋市長は「充実した物流インフラや、工業系の人材が輩出される環境があることなど、市のポテンシャルを高く評価いただいた。日本のサプライチェーンを支える重要な拠点が建設されることはものづくりのまちとして発展してきた市にとって大変に意義深い」と話していました。
また、「双日」の藤本昌義社長は「安全面でも物流面でも人材面でも適した土地という判断をした。九州の半導体事業の集積はもっと進むのではないかと期待している」と話していました。

◇*その他*

・「問題行動ないのに…憤りを感じる」大阪大学の非常勤講師ら「無期雇用」を求めて提訴
＜MBS NEWS　2023 年 2 月 10 日＞　https://www.mbs.jp/news/kansainews/20230210/GE00048266.shtml
　大阪大学の非常勤講師らが、期間の定めがない「無期雇用」であることの確認を求めて大学側を相手取り訴えを起こしました。
　訴状によりますと、大阪大学で１０年以上勤務する非常勤講師４人は、去年２月までに大学に対し期間の定めがない「無期雇用」とすることを求めましたが、認められませんでした。
　法律上有期の労働契約の更新が通算５年以上続いた場合労働者が申し込めば無期雇用に転換でき、４人は「阪大の脱法行為は許されない」などと訴えています。
　（原告の浦木貴和さん）
　「問題行動があったわけではないのに無期転換を認めてもらえないのは、非常に不当で憤りを感じている」
　阪大をめぐっては、去年８月にも無期転換を求めて別の非常勤講師が訴えを起こしていて、大学側は「訴状が届いていないためコメントは差し控える」としています。

・学術会議政府方針「異例で異常」　任命拒否の早大教授
＜共同通信　2023 年 2 月 9 日＞　https://www.47news.jp/8922001.html
　菅義偉前首相に日本学術会議会員への任命を拒否された早稲田大の岡田正則教授（行政法）が 9 日、東京都内で記者会見し、会員選考に第三者を関与させるなどとした政府方針について「日本の学術の在り方そのものが政治によって変質させられてしまう。異例で異常だ」と訴えた。
　選考は現在、会員らが候補者を選定して首相に推薦する仕組み。政府は選考過程の透明性を高めるためとして、会員らが候補者選考の際に意見を聞く「選考諮問委員会（仮称）」を新設する方針で、今国会への日本学術会議法改正案の提出を目指している。
　岡田氏は「研究者の自立や学問の自由を突き崩すような内容」と指摘した。

・薄暗い部屋で「あなたたちは腐ったミカン」と面罵される…関西の私立大での「キャリア研修」の異常な中身
＜PRESIDENT Online　2023 年 2 月 9 日＞　https://president.jp/articles/-/66189?page=1
****

[付録]

◇5 年以上使用、椅子の脚で踏む、変色…は危険！火災を起こす「延長コード」の見分け方
＜女性自身　2023 年 2 月 10 日＞　上記［1］関係
https://news.yahoo.co.jp/articles/b9f0a89cab2b9bf12dc72ff3dde1b5066b0c6fa7
「1 月 22 日未明、兵庫県神戸市で起きた集合住宅の火災では、4 人の死者を含む、8 人の死傷者を出しました。出火原因は、延長コードの破損部分がショートし、火花が畳に燃え移ったものだとみられています」（全国紙記者）

どの家庭でも必ず利用している延長コード。しかし、経年劣化や誤った使用方法、手入れ不足により、発火し火事に発展するケースが、以前から報告されているのだ。
製品評価技術基盤機構（NITE）の製品安全広報課の宮川七重さんが語る。
「配線器具の発火事故は、’16 年から’21 年の 6 年間で 250 件が報告されています。ただしこれらは、消防や製造・輸入事業者から報告があったものに限られるため、あくまで氷山の一角。発火しても製品の破損だけで済み、個人的に処理されてしまったケースなどは相当数あるものと、推測されます」
気がかりなのは、報告件数の推移だ。’16 年から徐々に減少し、’19 年にはわずか 23 件にまで下がったものの、’20 年以降、再び増加傾向に転じている。
「延長コードや OA 用タップの販売数が、’17 年を 100 とした場合、コロナ禍の’20 年にはそれぞれ 103、110 と増えているように、コロナ禍でリモートワークなどが増えたことが要因の一つになっていると思います」
こうした延長コードやマルチタップなどが、どうして火災を引き起こすのだろうか。
「キャスター付きの椅子でコードを踏んだり重いものをのせるなど、繰り返し外からの力が加わることで、コード内のケーブルの一部が破損します。すると、破損部分の電流の通り道が細くなるため、温度が上昇。コードの表面が溶けることもあります。さらに破損部分が大きくなると、隣接するケーブルと接触してしまい、ショート・発火することがあるのです」
実際に先日の神戸の火災は、キャスター付きのテーブルを移動させることで、延長コードを繰り返し踏みつけ、コードを傷つけてしまったことが原因だという。
このように「電源コードやコードプロテクターに外から力が加わり、断線してショート」したことで拡大被害（火事やボヤなど）が発生したケースは過去 6 年で 17 件、死亡したケースは 1 件報告されている。
同様に拡大被害（22 件）、死亡（1 件）が報告されている事故原因が“トラッキング現象”だ。
「プラグに積もったホコリが空気中の水分を含んだ状態で使い続けると、プラグの二つの刃の間でショートしてしまうのです」
では、延長コードの危ない使い方とはどのようなものなのだろうか。宮川さんと技術系家電ライターの藤山哲人さんにアドバイスをもらった。
【1】コードを踏んでいる
「キャスター付きの家具で何度も繰り返し踏まないこと。家具の下敷きになっていたり、何度も足で引っ掛けてしまったりした延長コードも、断線の危険があるので要注意です」（宮川さん）
【2】ペットの毛やホコリがたまっている
「水分を含んだホコリやペットの毛が発火をもたらすトラッキング現象につながります。ホコリがたまりやすいコンセントの近くで加湿器を使うのは、発火リスクが高まるので避けてください」（宮川さん）
要注意ポイントは、テレビ裏だという。
「めったにプラグを抜き差ししませんし、掃除が行き届きにくい場所です。台所の冷蔵庫やレンジも、油汚れによってベトベトになり、ホコリなどが付着しやすいエリア。面倒でも 1 年に 1 回くらいは、プラグの周りを乾いたタオルで拭き取りましょう」（藤山さん）
【3】延長コードを巻いたまま使う
「長すぎる延長コードを購入すると、あまった部分をぐるぐる巻きにして、結束バンドなどでまとめたまま使用したりします。しかしコードを巻くことで磁力が発生し、電流の流れが悪くなって、異常に熱を持ってしまうことが。事故の原因にもなるので、延長コードは伸ばした状態で使用しましょう」（藤山さん）
【4】プラグの刃が曲がっている
テーブルタップを踏みつけたり、コードを引っ張ってプラグを抜くと、プラグの刃が変形してしまう。
「コンセントと刃の接触が不良となり、異常発熱や発火を起こすリスクがあります。必ずプラグ部分を持って、抜き差しするようにしましょう」（宮川さん）
【5】タコ足配線をしている
「多くの延長コード、テーブルタップの最大消費電力量は 1 千 500 ワットまでです。熱を発する電化製品は使用電力が大きいので、とくに冬場は注意が必要。電気ストーブ、電気ポット、コタツ、電気カーペットなどをタコ足で使用すると、コードが異常発熱して、ショートを起こす危険があります」（宮川さん）

【6】5 年以上使っている
日本配線システム工業会では、延長コードの交換目安は 3～5 年と呼びかけている。
「どの家庭でも、延長コードはなかなか故障せず、交換もしないので、長い間使い続けてしまいます。なかには『ナショナル』と書いてある古い製品を、いまだに使っている人も。古いと劣化が心配ですので、定期的に買い換えるようにしましょう」（藤山さん）
【7】コードが熱い、変色している
「コードの中には、40 本ほどの芯線がありますが、そのうち 20 本ほど断線すると、破損部分が異常発熱したり、そのせいで茶色く変色したりします。家電の電源が入ったり切れたり不安定なときも、コードの一部が断線している可能性があるので交換を」（藤山さん）
ときには命にも関わる延長コードの事故。今一度、家庭内を点検しておこう。

「女性自身」2023 年 2 月 21 日号

◇これまで新型コロナワクチンを何度も接種してきたのに、なぜ年１回の接種になるのか？
＜YAHOO!JAPAN ニュース　2023 年 2 月 9 日＞　上記［2］関係
https://news.yahoo.co.jp/byline/kuraharayu/20230209-00336268
現在、新型コロナワクチンは、最多で 5 回接種まですすめられています。私も、5 回接種済です。なぜ、これまで短期間でたくさんワクチンを接種してきたのに、今後は年 1 回で済むという結論になるのでしょうか？
新型コロナワクチンの効果は 2 つ
国内では現在、ファイザー社、モデルナ社、武田社（ノババックス）のワクチンと、ファイザー社とモデルナ社のオミクロン株対応 2 価ワクチンが接種されています。
個々のワクチンの差については割愛しますが、新型コロナワクチンに期待されてきた効果は主に 2 つあります。
「発症予防効果」
1 つ目は「発症予防効果」です。メッセンジャーRNA ワクチンが薬事承認される前に、海外で発症予防効果を確認するための臨床試験が行われ、95％という発症予防効果が確認されたことは大きく報道され、記憶に残っている人も多いでしょう。
現在のオミクロン株に対して、従来株ワクチンの追加接種やオミクロン株対応 2 価ワクチンの接種による発症予防効果は、約 70％とされています。
この 70％というのは、「ワクチンを接種した人の 70％が感染しない」という意味ではありません。感染症の発症率によりますが、たとえば 10％だった発症率を 3％に低減できるという意味です（図 1）。当然、感染者数が多いほど、このインパクトは大きくなります。

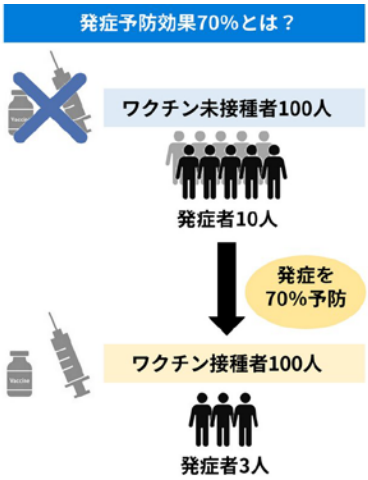

図 1. 発症予防効果 70％の意味（筆者作成）（イラストはイラスト AC より使用）
現在のワクチンの問題点は、ワクチンから逃避する術に長けた変異ウイルスのせいで、発症予防効果の持続期間がだんだん短くなっているという点です。
実際に、3 回目ワクチン接種後 5～6 か月も経過すると、オミクロン株に対してかなり発症予防効果が落ちてしま

います。
そのため、ワクチンが登場した初期のような長期の感染予防効果は期待できなくなっています。これがネガティブに受け取られ、ワクチン接種が思うようにすすまない現状もあり、2 つ目の効果をしっかりと啓発することが重要です。
「重症化予防効果」
その 2 つ目の効果は、「重症化予防効果」です。特に高齢者や基礎疾患がある人では、3 回以上接種している場合、入院を要する新型コロナはかなり少なくなります。
参考になるデータとして、イスラエルの 65 歳以上の約 62 万人における、オミクロン株対応 2 価ワクチンを接種した人と接種していない人の入院率を比較した研究があります（1）。過去 3 か月以内にワクチン接種歴や感染歴のない、オミクオン株対応 2 価ワクチン接種対象者が、組み入れられています。
これによると、オミクロン株対応 2 価ワクチンの接種群で、入院リスクが未接種群より 81%減少することが示されました（図 2）。オミクロン株になってからというもの、イスラエルでもワクチン接種の効果が低いという風潮が広まっており、伸びない接種率に悩まされているそうです。

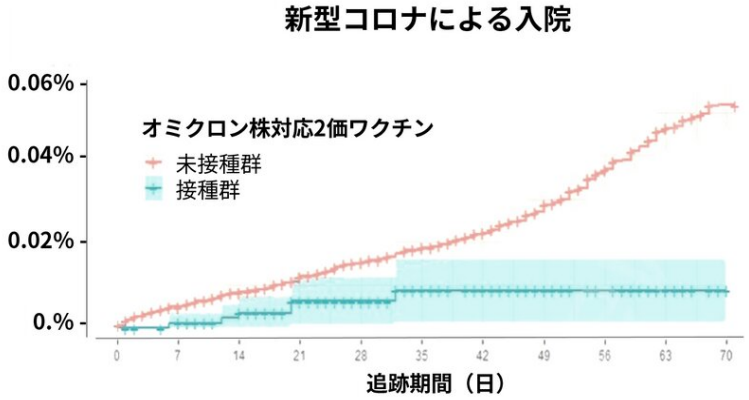

図 2. オミクロン株対応 2 価ワクチンの入院予防効果（参考資料 1 より引用）

日本でも、アドバイザリボードの資料において、ワクチン接種回数が 3 回・4 回・5 回と増えるにつれて入院予防効果が大きくなることが示されています（2）。
全体を見ると確かに重症化している人の数自体は多くありません。ただ、医療機関に入院する人の多くがワクチン未接種あるいは追加接種していないという状況であることから、日本の救急医療や入院医療を守るためには、ワクチン施策は避けて通れません。
さて、この「重症化予防効果」というのは、「免疫の記憶」によるものだということが示されています。
「免疫の記憶」
この機能は、リンパ球という白血球が担っています。例えば過去に感染したことがあるウイルスが入ってくると、これを記憶したリンパ球が作用して、早期に感染症の火消しに動いてくれるわけです。
ワクチン接種者が感染した場合、この記憶リンパ球の立ち上がりが早くなることが新型コロナでも示されています（3）。
ワクチン接種者は、抗体価そのものは大幅に減少しますが、記憶リンパ球は比較的安定して残っていることが分かっています（図 3）（4-6）。

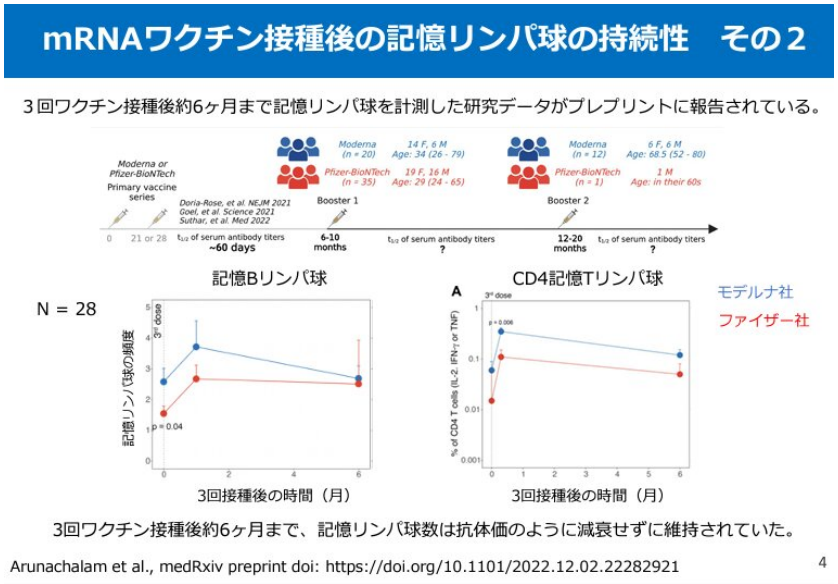

図 3. mRNA ワクチン接種後の記憶リンパ球の持続性（参考資料 5 より引用）

つまり、感染・発症予防効果の期待値は少し下がるとしても、「免疫の記憶」による重症化予防効果を維持するためには、定期的に接種したほうがよいということになります。これによって救急医療の逼迫や高齢者の死亡を防ぐことが可能と考えられます。

年 1 回になった理由

日本国内だけでなく、世界的にワクチン接種は非常に複雑化しています。「どの世代が、いつ、何を接種しているのかよく分からない」という意見も耳にします。

多くの国民がワクチンの恩恵を受けるためには、発症予防効果を繰り返し会得するために複雑な接種プランのもと年に何回も接種するより、分かりやすい時期に啓発して重症化予防効果を狙ったほうが国全体の集団免疫を上げやすいという考えもあるのかもしれません。

「免疫の記憶」は長期に続きますので、重症化予防効果に限っては年 1 回の接種でも十分ではないかとされています。

また、水面下で新型コロナに感染した人はそれなりに多いことから、ハイブリッド免疫（感染＋ワクチンによるダブルの免疫）に期待しているという側面もあります。

このプランを進めていく場合、免疫不全者、高齢者、子どもなど、感染リスク・重症化リスクが高い集団は、優先して接種されるべきでしょう。

（参考）

(1) Arbel R, et al. SSRN: https://ssrn.com/abstract=4314067（査読前論文）
(2) 新型コロナワクチンの有効性に関する研究～国内多施設共同症例対照研究～（URL：https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001055271.pdf または https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001055273.pdf）
(3) 第 51 回厚生科学審議会予防接種･ワクチン分科会予防接種基本方針部会. ワクチン予防効果への寄与が想定される免疫記憶とウイルス排除機構について(URL:https://www.mhlw.go.jp/content/10601000/001044146.pdf)
(4) Zhang Z, et al. Cell. 2022 Jul 7;185(14):2434-2451.e17.
(5) Arunachalam PS, et al. medRxiv. 2022 Dec 4;2022.12.02.22282921.（査読前論文）
(6) Monzon-Posadas W, et al. Front Immunol. 2023 Jan 19;14:1066123.

********** 以上 **********